

朔北カレー事件判決（下） ～「朔北」は「特段の観念を生じない造語」というべきか～

知的高等裁判所令和5年3月9日判決（事件番号：令和4（行ケ）第10122号）

知的財産権法研究会
弁護士・弁理士 戸川 委久子

目 次

（前回掲載分）

1. はじめに
2. 本願商標
3. 事件の経緯
 - (1) 審査段階
 - ① 拒絶理由通知
 - ② 意見書
 - ③ 拒絶査定
 - ④ 不服審判請求
 - ⑤ 不成立審決
 - (2) 裁判
 - (3) 判決後の審決

4. 分析

- (1) 裁判例における判断基準

（今回掲載分）

- (2) 本願商標の分析
 - (2-1) 裁判前の審決の問題意識
 - (2-2) 「朔」の文字が人名漢字であること
 - (2-3) 小括
- (3) 「朔北カレー」の分離可能性
- (4) 結合商標の分離可能性に関する裁判例

5. 総括

(前号からの続き)

4. 分析

(2) 本願商標の分析

(2-1) 裁判前の審決の問題意識

① 「朔北」はなぜ「特段の観念を生じない造語」と判断されたのか

本件裁判前の審決において、

「商標の使用においては、商標の構成文字を同一の称呼が生じる範囲内で漢字、片仮名及びローマ字等の文字の種類を相互に変換して表記することが我が国において一般的に行われている取引の実情があることに加え、特定の観念を有しない文字商標においては、観念において商標を記憶できず、称呼において記憶し、これを頼りに取引にあたることが少なくない」

との指摘がある。

確かに、称呼（読み方）は分かるものの、観念（意味）が分からない文字列について、一般には、読みを記憶してこれを頼りに出所識別をすることは、取引の実情として否定できない。

現在の商取引においては、国際化や国外取引を意識して、従来は漢字や仮名文字で表記していた商標を欧文字に変換したり、欧文字の商標を読みの関係で片仮名表記に変更したりする等、漢字・仮名（平仮名及び片仮名）・欧文字に相互変換することは頻繁である。

殊にインターネット検索においては、商標をその称呼（片仮名表記）で検索することが少なくない。

そうすると、「朔北」についても、直ちにその語義が判明しないことを理由に、一般消費者は、称呼「サクホク」において記憶して、これを頼りに出所を識別するといえるのか。

この点、「朔北」の構成中、「北」の文字は、文部科学省「小学校学習指導要領」（別表 学年別漢字配当表¹）において、小学校2年生に割り当てられている。

そうすると、本件裁判前の審決や本件訴訟における被告が「朔北」を「直ちに特定の意味合いを生じない」又は「特段の観念を生じない造語」とする理由は、専ら「朔」の漢字に原因があるといえる。

② 「朔」の字義

「朔」の字義について、広辞苑によれば、「月の黄経が太陽の黄経に等しい時の称。すなわち太陰暦の一日。…」²とされ、対義語が「晦³」とされる。

また、漢和辞典によれば、「朔」は「さく」と読んで、①「陰暦における毎月の第一日。ついでたち。」、②「最初。はじまり。はじめ」、③「北方。きた」のほか、④「地名。今の山西省朔州市」⁴等の字義があるとされる。

1 文部科学省「学習指導要領「生きる力」」：「別表 学年別漢字配当表」：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/koku/001.htm

2 岩波書店「広辞苑第7版」：1159頁

3 「晦」：「つごもり【晦・晦日】」「月の光が隠れて見えなくなる頃。また、その頃。（陰暦の）月のおわり頃。下旬」。「月の最終日。みそか。」（岩波書店「広辞苑第7版」：1947頁）

加えて、「朔」は形声文字⁵であって、「月が〔毎月の〕一日によみがえりはじめる。〔月〕から構成され、「朔」が音」とされる⁶。

③ 「朔北」の語義

「朔北」の語義については、広辞苑によれば、「（「朔」は北の方角）」であり、「北。北方」又は「北方の地。特に、中国の北方にある辺土」⁷の意味であるとされる。

また、「北方塞外の地。北方」⁸の語義があるともされる。ここに「塞外」とは、「とりでの外」、「中国の北方の国境すなわち万里の長城の外」⁹という意味となる。

「朔北」の語義「中国の北方にある辺土」は、「北方塞外の地」の意味に由来し、「中国の北方の国境すなわち万里の長城の外」、転じて「国家の統治権が及び難い国境付近の辺土」、「国防の北方最前線」等の観念を生じ得ると解される。

また、「北方の辺土」等の観念からすると、「北方最果ての辺地」のように、「荒涼とした極寒の大地」のようなイメージを想起し得る。

（2-2）「朔」の文字が人名漢字であること

① 「朔」の漢字が「一般によく知られた文字」と認定された理由

ア 「朔」の漢字は、戸籍法上「常用平易な文字」に該当すること

原義を遡ると、「朔北」や「朔」には、古来中国の原典や太陰暦に由来する多義的・複合的な意味があることがわかる。

しかるに、本件拒絶査定や裁判前の審決、本件訴訟の被告の主張においても、「朔北」の称呼は「サクホク」であって、「朔」の漢字を「サク」と読むことは当然の前提になっている。

この点、本件判決において、「「朔」は常用漢字ではないものの」としながらも、人名や果物の名称に用いられる漢字であって、「一般によく知られた文字」と認定されている。

そこで、「「朔」は常用漢字ではない」ということに示唆を得て、常用漢字とは何かを検討する。

戸籍法50条には、第1項に「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない」と規定するとともに、第2項において「常用平易な文字の範囲は、法務省令でこれを定める」と規定する。

かかる戸籍法50条の規定を受けて、戸籍法施行規則60条は下記のとおり規定している。

4 株式会社三省堂「全訳 漢辞海 第四版」：698頁

5 「形声文字」：「いくつかの漢字を結合し、一方を発音の記号…、他方を意味範疇の記号…として、全体の字義を導き出す方法」（岩波書店「広辞苑第7版」：901頁）

6 株式会社三省堂「全訳 漢辞海 第四版」：698頁

7 岩波書店「広辞苑第7版」：1162頁

8 株式会社大修館書店・諸橋轍次著「大漢和辞典 巻五」：1047頁
「幾死朔北之野」の用例が紹介されている。

9 岩波書店「広辞苑第7版」：1132頁